

定額減税補足給付金（調整給付金） よくある質問

（令和6年6月末時点）

| No. | 内容 | |
|-----|----|---|
| 1 | Q | 調整給付とは何ですか。 |
| | A | 令和6年度に実施する所得税・個人市県民税の定額減税を十分に受けられない方（定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度個人市県民税所得割額を上回る場合）に対し、当該上回る額の合計額（1万円単位で切り上げ）を支給するものです。 ※定額減税の対象にならない方は、調整給付も対象外です。 |
| 2 | Q | 給付金の対象者はどのような人ですか。 |
| | A | 令和6年1月1日時点で中央市に住所を有しており、所得税と個人市県民税の少なくとも一方が課税され、令和6年分推計所得税額または令和6年度個人市県民税所得割額が定額減税可能額を下回ると見込まれる方です。 ※定額減税の対象にならない方は、調整給付も対象外です。 |
| 3 | Q | 私は調整給付の対象者になりますか。 |
| | A | 所得税と個人市県民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象です。 別紙「調整給付フローチャート」をご覧ください。 |
| 4 | Q | 住民登録地とは別の市区町村から課税されていますが、どこから給付されますか。 |
| | A | 個人住民税が課税されている自治体から給付されます。 例) 住民登録→甲府市 居住実態があり課税されている→中央市 中央市からの給付となります。 課税地は納税決定通知書をご確認ください。 |
| 5 | Q | 令和6年分 推計 所得税とは何ですか。 |
| | A | 令和6年分所得税は、令和6年中には確定しないため、迅速な給付を行う観点から、「令和6年分推計所得税」を使用し、給付額を算出します。 「令和6年分推計所得税額」は令和5年分所得等を基にデジタル庁の「調整給付のための算定ツール」を使用して算出します。推計額のため、住宅ローン控除や、寄附金控除等が反映されない場合があります。 |
| 6 | Q | 調整給付の通知はいつ届きますか。 |
| | A | 8月下旬に発送します。 |

定額減税補足給付金（調整給付金） よくある質問

（令和6年6月末時点）

| No. | 内容 | |
|-----|----|---|
| 7 | Q | どのように申請すればよいですか。 |
| | A | 対象者には①「支給のお知らせ」か②「支給確認書」が送付されます。 ①「支給のお知らせ」の方→原則申請は不要（お知らせに記入の公金受取口座に振り込みます。） ②「支給確認書」の方→令和6年10月31日までに必要事項を記入の上、提出してください。 |
| 8 | Q | 修正申告等の結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が増えた（新たに発生した）場合はどうなりますか。 |
| | A | 定額減税しきれない額が増えた（新たに発生した）場合は、調整給付の不足額として令和7年度での支給を予定しています。 |
| 9 | Q | 調整給付に不足額がある場合（新たに発生した場合を含む）はどうなりますか。 |
| | A | 令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、再計算して、調整給付に不足額が生じた（新たに発生した）場合は令和7年度での支給を予定しています。 ※時期や手続きは未定です。 |
| 10 | Q | 令和6年に扶養親族数が変わったので勤務先に届け出たが、支給のお知らせ（支給確認書）に反映されていない場合はどうなりますか。 |
| | A | 支給のお知らせ（支給確認書）に記載している定額減税可能額、令和6年度個人市県民税所得割額および令和6年分推計所得税額は、令和5年分所得等（令和5年分所得と令和5年12月31日現在の扶養親族数）を基にした内容となっています。そのため、令和6年中の変更内容は支給のお知らせ（支給確認書）に反映されていません。扶養親族数の変更に伴い定額減税しきれない額が増えた場合は、調整給付の不足額として令和7年度での支給を予定しています。 ※令和6年度個人市県民税は令和5年分所得等を基に算出しているため、令和6年中に扶養人数が増減した場合でも定額減税可能額の変更はありません。 |
| 11 | Q | 令和6年1月2日以降に日本に入国した場合、調整給付の対象となりますか。 |
| | A | 令和6年1月1日時点で国内に居住していない場合は、令和6年度個人市県民税が課税されませんので、令和6年度の調整給付の対象となりません。 ただし、令和6年分所得税が発生する場合は、所得税分のみ定額減税の対象となり、減税しきれなかったときは令和7年度での支給を予定しています。 |

定額減税補足給付金（調整給付金） よくある質問

（令和6年6月末時点）

| No. | 内容 |
|-----|---|
| 12 | <p>Q 令和6年1月2日以降に海外に出国した場合、調整給付の対象となりますか。</p> <p>A 令和6年1月1日時点で国内に居住しており、中央市から令和6年度個人市県民税が課税されている方で、支給要件に該当する方は対象となります。 国外に転出された方で、個人市県民税の通知書等の送付先や納税管理人などの届出をしていない場合、調整給付金関連の文書の送達が困難とみなし、市で保管している場合があります。お手元に通知が届かない方は、税務課までお問い合わせください。</p> |
| 13 | <p>Q 支給のお知らせ（支給確認書）が届きましたが、給付対象者が死亡している場合、給付金は支給されますか。</p> <p>A 調整給付の支給にあたっては、支給対象者が「受け取る」旨の意思表示（受贈の意思表示）を行う必要があります。（本給付金の法的性格は、民法上の贈与契約となります。）</p> <p>「支給のお知らせ」が届いた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月13日までに受取口座変更届を提出せずに亡くなられた場合→給付対象外 ・令和6年9月13日までに受取口座変更届の提出後に亡くなられた場合→給付（相続対象） ・令和6年9月14日以降に亡くなられた場合→給付（相続対象） <p>「支給確認書」が届いた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合→給付対象外 ・給付確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合→給付（相続対象） |